

(証券コード 9078)
2021年6月9日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

株式会社 エスライン

取締役社長 山 口 嘉 彦

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時25分までに書面またはインターネット・スマートフォンにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11

じゅうろくプラザ 5階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案

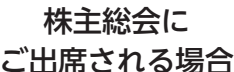
監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り当日のご来場の自粛をお願いいたします。なお、議決権の行使につきましては、書面に加え、インターネット・スマートフォンによる方法も取り入れておりますので、是非そちらでの事前の議決権行使をお願い申しあげます。
 - ◎ 当日ご出席される場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。
なお、会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の内容のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。



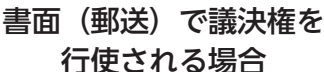
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

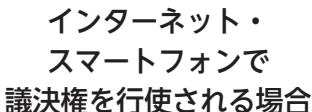
2021年6月29日（火曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時25分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 議決権の数 XX 個 ○ ○ ○ ○ ○ 御中 _____ _____ _____ _____ × × × × 年 × 月 × × 日 _____ _____ _____ _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td><td style="width: 12.5%;"> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ 5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____ 10. _____ 11. _____ 12. _____

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

() 可取権

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

議決権行使書

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

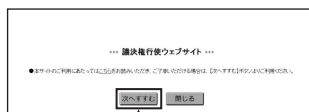
書面（郵送）およびインターネット・スマートフォンの両方で議決権行使をされた場合は、インターネット・スマートフォンによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット・スマートフォンによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

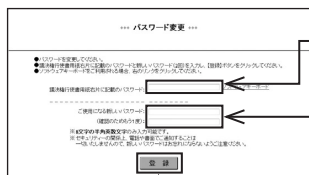
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

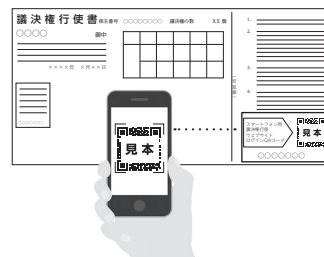
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

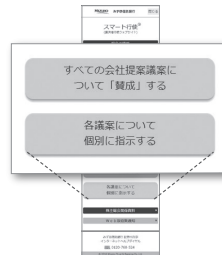
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット・スマートフォンによる議決権行使で、パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、人と物の動きが大幅に制限され経済活動が停滞する等、深刻な影響を受けました。しかしながら徐々に、テレワークの推進や在宅での生活を充実させるための消費が増える等、その状況にも一部に持ち直しの動きがみられるようになりましたが、繰り返す感染者数の拡大や新たな変異ウイルスへの感染が懸念される等、依然として収束時期の見通しはたたず、先行きは全く不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、コロナ禍での経済環境の変化により生活様式が大きく変わったことや、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置に基づく協力要請による経済活動の制限により、消費活動が自宅等に居ながらにしてインターネットを介してショッピングを行い、直接消費者に物を届けるEC物流は増加したものの、商業物流については以前のような堅調な物の動きには戻らず大変厳しい状況となっております。加えて、労働時間への規制が昨年の4月から適用開始になったこと、作業時間の減少に伴う雇用環境の変化への対応やコロナ禍での感染防止対策等の課題も多く、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは、2年目となります中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの価値向上“Think next Value”」）の経営目標達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益477億82百万円（前期比2.5%減）、営業利益15億3百万円（前期比54.4%増）、経常利益16億29百万円（前期比54.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年に(株)エスラインギフにて固定資産の譲渡に伴う固定資産売却益を特別利益として計上したこともあり、9億71百万円（前期比68.9%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔物流関連事業〕

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。また、主なサービス部門として「輸送サービス」「物流サービス」「ホームサービス」があります。

トラックによる企業間輸送を主とする「輸送サービス部門」では、人の往来を制限する行動自粛による経済活動の停滞や消費活動の低迷が続いたことで国内の貨物輸送量が減少し、また、海外からの航空貨物の減少もあって、特積みの貨物輸送量は大幅な減少となりました。反面、一部では新型コロナウイルス感染症対策に関連する商品や、巣籠もり関連商品の輸送受注はありましたが、特積み全体の貨物輸送量の減少を補うまでには至りませんでした。また、輸送単価の改善のための適正運賃収受交渉や新規案件獲得のための営業活動にも継続して取り組みましたが、コロナ禍における外出制限の影響等により十分な活動が進められず、輸送サービス全体では減収となりました。

商品保管や物流加工を行う「物流サービス部門」では、緊急事態宣言の発出による生活様式の変化等によって消費形態が大きく変わったことにより、飲料の販売量が大きく減少したことや、贈答品やギフト商品の需要も減少し、当社グループで扱っている商品の保管業務や流通加工業務が大幅に減少いたしました。一方で、テレワークの普及や外出制限により在宅時間が長くなったことで、大手衣料品量販店が取り扱う部屋着や寝具といった衣料品や、菓子類等の食料品、日用雑貨品等の巣籠もり関連商品、消毒液やマスクといった新型コロナウイルス感染症対策品の保管・加工業務が増加いたしました。また、今期は新たに2か所の保管・物流センターを新築いたしました。一つ目は、昨年10月に愛知県一宮市で稼働を開始した㈱スリーエス物流の第3物流センターであります。この新センターは、既存のお客様の取り扱い商品の増加への対応と、高速道路からの交通アクセスの利便性を活かして、多品種の商品を荷受し、そのまま仕分けし発送するXD（クロスドック）およびDC（ディストリビューションセンター）の機能を持ち、質の高いオペレーションを提供できる物流センターとなっております。二つ目は、昨年12月に岐阜県郡上市で稼働を開始した㈱エスライン郡上の大和倉庫であります。この新倉庫は、岐阜県郡上地区のお客様のデバンニングから保管・全国発送までを一括して請け負い、最適な物流ソリューションを提供できる施設として、保管・加工収入の増加に寄与しております。その結果、物流サービス部門全体では増収となりました。

大型貨物の個人宅配を行う「ホームサービス部門」では、在宅時間の増加の影響や、特別定額給付金の支給により、エアコンや冷蔵庫を中心とした白物家電の買い替え需要が増え、配送・設置業務が大幅に増加いたしました。また、従来からお取り引きのあった家電量販店様の配送受託エリアの拡大に加え、運賃の是正を行ったことにより、増収となりました。

以上の結果、物流サービス、ホームサービスの両部門は増収となりましたが、主力サービス部門である輸送サービス部門における減収分を補うまでには至らず、物流関連事業全体では減収となりました。

一方、利益面では、課題であった外部委託費等の削減を図るために、幹線運行部門では、運行コースの日々の積載状況を詳細に分析することで、運行効率の改善に向けた運行コースの再編や見直しを進めてまいりました。また、集配業務に関しては、一部の支店において導入したAI配車システムを用いて、配送コースの最適化シミュレーションを実施し、配送コースの見直しを行ったり、車両に搭載した通信型デジタルタコグラフから送られてくる位置情報や作業情報を拠点の事務所内に設置した大型モニターに表示するシステムを導入しました。このシステム化により拠点内の全車両の稼働状況の見える化と共有化が実現し、お客様

のご要望に対してタイムリーな配車指示が出せる体制を整える等、集配作業の生産性の向上と時間短縮に繋げてまいりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は470億24百万円（前期比2.4%減）となりました。

〔不動産関連事業〕

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。昨年3月に(株)エスラインギフが外部に賃貸しておりました東京都江東区の土地および建物を売却したことにより賃料収入が減少いたしました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億49百万円（前期比7.6%減）となりました。

〔その他事業〕

その他事業におきましては、主に、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、岐阜市近郊の大学および高校のスクールバス等の定期運行業務を行っておりますが、一時コロナ禍にあって休校やリモートによる授業となることもあったものの、収入面では特に影響はありませんでした。しかしながら、クラブ・サークル活動等の遠征や冠婚葬祭時の送迎等のスポット運行業務では、イベントの中止や移動の自粛要請等もあり運行回数が大幅に減少したことで減収となりました。経費面では、運行回数の減少による諸費用の減少や、その他経費の削減効果もあり、費用は大幅に減少いたしました。

また、売電事業におきましては、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。（総発電量1,333.96kW）

この結果、その他事業の営業収益は3億8百万円（前期比7.7%減）となりました。

セグメント別営業収益

区 分	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前期比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
物 流 関 連 事 業	百万円 48,178	% 98.3	百万円 47,024	% 98.4	% △2.4
不 動 産 関 連 事 業	486	1.0	449	0.9	△7.6
そ の 他 事 業	334	0.7	308	0.7	△7.7
合 計	48,999	100.0	47,782	100.0	△2.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、46億6百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に取得した主要な設備

- ア. 車両138台（大型車30台、4 t 車44台、2 t 車23台、2 t 車未満38台、バス2台、フォークリフト1台）を購入いたしました。
- イ. 連結子会社(株)エスラインギフの川口支店事務所棟（2階建、延床面積1,177.80㎡）および小牧支店（5階建、延床面積9,852.61㎡）を新築いたしました。
- ウ. 連結子会社(株)エスライン郡上の大和倉庫（平屋建、延床面積1,405.25㎡）を新築いたしました。
- エ. 連結子会社(株)エスライン各務原の小牧物流センター内に高速自動ソーターを設置いたしました。
- オ. 連結子会社(株)スリーエス物流の第3物流センター（3階建、延床面積11,621.90㎡）を新築いたしました。

② 当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の撤去

重要な固定資産の売却、撤去はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資に要した資金は、借入金および自己資金を充当しております。また、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的として、2019年3月に、取引銀行4行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府や各自治体による新型コロナウイルス感染症拡大防止策が講じられるなか、経済活動も徐々にではあるものの、回復に向かうものと期待をしておりますが、新型コロナウイルス感染症が収束し、従来の経済活動の状態に戻るには、まだ時間がかかると想定されます。そうしたなか、物流関連事業におきましては、度重なる緊急事態宣言の発出による移動制限やまん延防止等重点措置に基づく協力要請による消費活動の低迷が続き、従来のような輸送需要は見込めず、流通形態もさらなる変化が予想されます。また、改正労働法施行による残業時間の規制強化、労働環境の改善への取り組みによる人件費の増加、物流施設や事務作業における省力化・自動化への対応、さらには、車両への安全装置の搭載によるコストの増加要因等が見込まれ、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、大きく変化する社会環境や生活スタイルの変更に対応した物流サービスを実行していくための積極的な提案営業を行ってまいります。また、人員不足への対応や作業時間短縮を図るために、先期から集配車両に導入した、通信型デジタルタコグラフやA I 配車システム等のI T機器をはじめ、高速自動ソーター等のマテハン機器を今後も積極的に導入し活用することにより、配送業務や加工業務の効率化をさらに推し進め、生産性の向上とともに利益率を高めてまいります。

また、2020年3月期から進めている中期経営計画の柱のひとつであります事業構造改革「輸送サービスの充実」の取り組みとしましては、特積み分野以外での収益の拡大を目指すために、(株)エスラインギフの「物流開発部」内に、貸切・専門輸送・国際物流・引越サービス等を専門的に行う部署を立ち上げ、各分野における収益の拡大を図ってまいります。また、中部地区をドミナントエリアと位置づけ、この地区の事業会社がお互いのドライバーと車両の状況の把握と共有を図り、お客様からのご要望に応じたあらゆる輸送サービスに対応するための車両を適切に配車する「配車センター」を、また、名古屋港に入港するコンテナのデバンニングから、一時保管・流通加工、さらには国内配送までの物流サービスをシームレスにご提供する「コンテナセンター」を開設しました。これからもこうしたサービスの内容の充実と質を高めるとともに、ここで得たノウハウを関東地区や関西地区にも展開し拡大を図ってまいります。

また、「物流サービスの拡大」への取り組みとして、従来の物流施設での作業効率の向上や自動化を推進し、業容の拡大に取り組んでまいります。特に、本年4月に開設した愛知県大口町の「小牧物流センター」は、(株)エスラインギフの一宮支店の代替支店であり小牧地区の特積み貨物の配送拠点の充実を図るために、また、(株)エスライン各務原のお客様である大手量販店様の衣料品の物流加工業務を行うために新築した施設であり、当社グループでは初めてとなる事業会社2社がお互いの特徴を活かしたなかで業務を行う協業物流センター（3階建）であります。この施設では、上層階で商品保管と高速自動ソーターによる流通加工等を行い、その商品を1階から特積み輸送あるいは貸切輸送につなげる機能を有しており、「集荷レス」「素早い出荷体制」「効率的な輸送形態の選択」等を強みとして、お客様に喜ばれる「物流センター」として安定的な稼働と拡大を進めてまいります。また、このセンター内には、これも当社グループ初となる企業内保育所を設置して、社員が働きやすい職場・環境作りも目指しております。

今後におきましても、当社の強みである輸送と物流サービスが一体となった総合物流をご提供するための営業施策を着実に実行することにより、効率化と生産性向上をもって収益の拡大と利益率の改善を目指した中期経営計画の目標達成と企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第79期	第80期	第81期	第82期(当連結会計年度)
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
営 業 収 益	(百万円)	46,858	49,136	48,999	47,782
経 常 利 益	(百万円)	1,525	1,756	1,058	1,629
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	986	969	3,118	971
1株当たり当期純利益	(円)	91.24	87.88	285.23	89.57
総 資 産	(百万円)	33,868	36,678	40,597	40,808
純 資 産	(百万円)	20,105	21,108	23,821	24,922
1株当たり純資産額	(円)	1,822.48	1,913.40	2,197.15	2,298.75

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第79期	第80期	第81期	第82期(当期)
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
営 業 収 益	(百万円)	626	804	848	723
経 常 利 益	(百万円)	378	550	563	460
当 期 純 利 益	(百万円)	391	312	593	458
1株当たり当期純利益	(円)	36.23	28.29	54.27	42.24
総 資 産	(百万円)	11,230	16,880	19,097	18,672
純 資 産	(百万円)	10,699	11,019	11,090	11,534
1株当たり純資産額	(円)	969.89	998.90	1,022.94	1,063.92

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ギ フ	50 ^{百万円}	100.00 %	貨物自動車運送事業 旅客自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 九 州	80	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ヒ ダ	55	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス リ ー エ ス 物 流	50	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 奈 良	20	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス ワ ロ ー 物 流 東 京	20	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 郡 上	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 ス ワ ロ ー 急 送	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン ミ ノ	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 各 務 原	10	100.00	貨物自動車運送事業
株 式 会 社 エ ス ラ イ ン 羽 島	10	100.00	貨物自動車運送事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、純粋持株会社としてエスライングループ各社の経営指導および運営管理を行っており、また、同グループ各社は小口商業貨物・貸切貨物・引越貨物・宅配貨物等の貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等を行い、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に本社を置き、エスライングループ全体を統括管理いたしております。

② 子会社

主要な拠点等

会 社 名	主 要 な 事 業 内 容	車 両 台 数	主 要 な 営 業 所
株式会社エスラインギフ	貨物自動車運送事業	1,306 ^台	札幌市、川口市、東京都江東区、浜松市、清須市、岐阜県羽島郡岐南町、京都市、大阪市、福岡市
	旅客自動車運送事業	43	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン九州	貨物自動車運送事業	160	鹿児島市、宮崎市、熊本市、鳥栖市
株式会社エスラインヒダ	貨物自動車運送事業	234	高山市、富山市、岐阜県羽島郡岐南町、中津川市
株式会社スリーエス物流	貨物自動車運送事業	117	一宮市、四日市市
株式会社エスライン奈良	貨物自動車運送事業	80	天理市
株式会社スワロー物流東京	貨物自動車運送事業	45	川口市
株式会社エスライン郡上	貨物自動車運送事業	41	郡上市
株式会社スワロー急送	貨物自動車運送事業	33	岐阜市
株式会社エスラインミノ	貨物自動車運送事業	80	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン各務原	貨物自動車運送事業	62	各務原市、愛知県丹羽郡大口町
株式会社エスライン羽島	貨物自動車運送事業	50	羽島市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数の状況

	従業員数	前期末比増減
合計	2,149名	35名(増)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員数は、1,245名であります。(1日8時間換算)

② 当社の従業員数の状況

純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	770 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	389
みずほ信託銀行株式会社	252
株式会社十六銀行	241
株式会社みずほ銀行	152

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,847,000株
(2) 発行済株式の総数 11,095,203株（自己株式118,290株を含む）
(3) 株主数 8,041名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 美 美 興 産	1,323 千株	12.05 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	500	4.56
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	4.55
株 式 会 社 十 六 銀 行	493	4.50
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	385	3.50
王 子 運 送 株 式 会 社	364	3.32
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	363	3.31
エ ス ラ イ ン 従 業 員 持 株 会	350	3.19
株 式 会 社 市 川 工 務 店	320	2.91
村 瀬 博 三	296	2.70

- (注) 1. 持株比率は、自己株式118,290株を控除して計算しております。
2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」および当社の一部のグループ会社社員対象の株式給付制度「株式給付信託（J-ESOP）」のために設定した、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託E口））が所有する当社株式135,400株は含まれておりません。
3. 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社では、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しておりますが、当事業年度において、交付した株式はありません。

(6) 政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式の保有の可否につきましては、当該保有先との事業上の円滑かつ良好な取引関係の維持・強化、経営戦略上の重要な事業提携等の保有目的などを総合的に勘案した結果、その保有の意義が認められるものを除き、原則保有しないことを基本方針としております。

また、保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。検証の結果、保有意義がないと判断したものについては、売却・処分いたします。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を十分に精査したうえで、適切に議決権を行使いたします。

(7) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況	
※取 締 役 社 長	山 口 嘉 彦	(株)エスラインギフ	取締役会長
		(株)エスライン九州	取締役会長
		(株)エスラインヒダ	取締役会長
		(株)スリーエス物流	取締役会長
		(株)エスライン奈良	取締役会長
		(株)スワロー物流東京	取締役会長
		(株)エスライン郡上	取締役会長
		(株)スワロー急送	取締役会長
		(株)エスラインミノ	取締役会長
		(株)エスライン各務原	取締役会長
		(株)エスライン羽島	取締役会長
取 締 役	堀 江 繁 幸	輸送業務担当	
取 締 役	白 木 武	(株)エスラインギフ	取締役社長
取 締 役	桑 原 等	管理部門統括	
取 締 役	青 木 浩 一	輸送関連業務担当	
取 締 役	加 藤 孝 一	(株)エスラインヒダ	取締役社長
取 締 役	笠 井 大 介	総務・法務・広報業務担当	
取 締 役	村 瀬 博 三	輸送関連業務担当	
取 締 役 相 談 役 (非 常 勤)	村 瀬 明 治	(株)スリーエス物流	取締役社長
取締役(監査等委員・常勤)	中 村 源 次 郎	輸送業務担当	
○取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 本 実	(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、(株)秋田屋フーズ	代表取締役社長
○取 締 役 (監 査 等 委 員)		(株)アクト・デザインズ	代表取締役会長

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. ○印は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役 村瀬明治は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 社外取締役 中村源次郎および岡本 実は、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の変更
2020年6月26日付で、取締役の担当および重要な兼職が、次のとおり変更となりました。

氏 名	新	旧
堀江繁幸	輸送業務担当 (株)エスラインギフ 取締役社長	輸送業務担当
白木 武	管理部門統括	経営企画・財務・I R・統制業務担当
村瀬博三	—	管理部門統括

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しており、その決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と賞与ならびに業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（ＢＢＴ））により構成され、会社業績との連動性を反映した報酬体系とすることを基本方針とする。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて業界もしくは同規模の他社の水準、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、株主総会により決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

一般的に業績連動報酬等として解されている賞与について、当社では、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、一定の係数により算出し、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、株主総会により決定された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定するものとする。ただし、会社の業績や経営内容、経済情勢等によっては、取締役会において審議のうえ、支給しない場合もある。

当社の取締役および一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」という。）の非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（ＢＢＴ））とし、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式給付規程に定められた算定方法によって算出された株式および金銭を、取締役等の退任時に給付するものとする。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業界もしくは同規模の他社の水準、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、取締役会において決定するものとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役その他の第三者への委任は行わず、指名・報酬諮問委員会からの答申を受け、取締役会においてその具体的内容を決定するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬（基本報酬および賞与）の額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））の導入について決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査等委員の金銭報酬（基本報酬および賞与）の額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （監査等委員を除く）	36百万円	33百万円	2百万円	－	8名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14百万円 （3百万円）	13百万円 （3百万円）	1百万円 （0百万円）	－ （－）	3名 （2名）
合 計 （うち社外取締役）	51百万円 （3百万円）	47百万円 （3百万円）	4百万円 （0百万円）	－ （－）	11名 （2名）

（注）1. 業績連動報酬等として、取締役に對して賞与を支給しております。

2. 非金銭報酬等として、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））を導入しておりますが、当該株式報酬の内容およびその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中村源次郎氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

（株）秋田屋本店、日本養蜂（株）、（株）秋田屋フーズの代表取締役社長であります、当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関し
て行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。また、サステナビリティへの造詣が深く、コーポレート・ガバナンスの向上に向けた有益な助言を行い、当社の持続的成長のために大きな貢献をしております。

また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会2回全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の審議に携わり、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 社外取締役 岡本 実氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(株)アクト・デザインズの代表取締役会長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関し
て行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。また、例月のグループ各社の業績や経営目標の進捗確認等に関し積極的に助言を行い、当社の持続的成長のために大きな貢献をしております。

また、当事業年度開催の指名・報酬諮問委員会2回全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の審議に携わり、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

26百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合および継続監査年数等を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) **責任限定契約の内容の概要**

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(8) **当社子会社の会計監査人の状況**

当社の重要な子会社のうち、(株)エスラインギフは、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(9) **当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項**

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。

この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。

イ. 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。

ウ. エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダー取引規制に関し厳重に管理する。

当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。

エ. エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。

イ. 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

ウ. コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。

③ 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適確に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリー毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。

当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。

また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直に対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。

④ 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。

また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。

イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。

ウ. 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。

イ. 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。

ウ. 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- ⑧ 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
エスライングループ各社は、在籍者がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループの競争力強化に向け、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。

様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、監査・監督機能のさらなる強化を図るため、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会での承認を得て監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性および透明性の高い経営の実現を目指すとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めてまいりました。

当社は、株主様の権利の確保とその有効な行使のために、少数株主様、外国人株主様を含む全ての株主様の平等な取扱いに配慮いたします。また、当社の経営理念のもと、様々なステークホルダーの立場とダイバーシティ（多様性）を十分に尊重し、かつコンプライアンスを遵守する企業文化・風土の醸成に努めております。

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行について、毎月1回開催する取締役会では、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題についての決定を行っております。また、その他日常的な業務の監督・決定・統括等については、常務会（常勤役員および部長で構成・概ね毎週1回開催）という機関のもと、稟議事項およびその他業務に関しての、意思の共有と執行決定を行っております。
- ② 子会社および各支店で発生する諸問題および業務執行の適正化を図るため、グループトップ会議（3か月に1回開催）・本部長会議（隔月開催）を開催し、子会社の取締役や各本部の本部長からの報告を受け、適切な指示を行っております。
- ③ コンプライアンスに対する取り組みとして、全社員に会社が定めたコンプライアンス推進規程を掲載した手帳（エスラインの姿勢）を携行させ、各種会議時には「社は」および「コンプライアンス宣言（社員行動基準）」を唱和し、会議内容については会議議事録を内部監査部門が内部監査時に確認することにより、法令遵守の徹底を図っております。
- ④ 当社の取締役は、当社グループの重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、必要な知識の習得や研鑽を目的に、取締役会年間計画の中で各種トレーニングの機会を定めたうえで実施しております。
- ⑤ 当社取締役会は、適切な業務執行の決定や監督機能の発揮などの取締役会の役割・責務を果たすため、毎年、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、記名式アンケートを実施し、取締役会の実効性の分析・評価をしております。取締役会は、本取り組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指しております。また、その結果の概要については、当社ウェブサイト上において開示しております。
- ⑥ 法令遵守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実等に積極的に取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実に努めつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。
- ② 配当方針の変更（中間配当の実施）について
株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、2019年5月10日開催の取締役会での決議により、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、2020年3月期より中間配当を実施しております。

(4) 当社の中期経営計画

- ① 名称
“エスラインブランドの価値向上” Think next Value
- ② 計画期間
2019年4月1日から2022年3月31日（3か年）
- ③ 基本方針
輸送ネットワークと拠点物流サービスを人材・品質・技術で強化拡充する
ア. 事業構造の改革
当社グループはブランド価値をさらに高めるため、グループネットワークを活かした事業を戦略的に連携し展開することにより、グループ全体の収益構造を変革し、営業利益の向上を目指します。また、働き方改革の推進と人材の活用により、社員の意識改革を促進し、社内風土の醸成を図るための企業環境を整備して、さらなる成長を目指します。
そのために、グループ各社の事業特性を活かし、さらに発展させるための新たなグループ連携体制の構築や、共通機能の編成によるさらなる組織強化により、社会環境や経済情勢への変化に迅速、かつ、柔軟に対応できる事業構造を構築します。
(ア) 輸送サービスの充実
当社グループの強みである関東・中部・関西および九州エリアを結ぶ、輸送ネットワークの充実に努めるなど、複合輸送サービスの再構築と拡充を図ります。
輸送手段の変革と先進技術の導入により、人員不足の中での作業の効率化・省力化を進めます。
(イ) 物流サービスの拡大
輸送ネットワークと多様な輸送手段を持つ強みを活かして、成長地域・領域での物流サービスを競争優位な事業に成長させます。
(ウ) ホームサービスの成長
一層の作業品質の向上と輸送ネットワークとの連携を図り、「大型商品の宅配（B to C）」と「引越しサービス」を収益性の高い事業に成長させます。
イ. 働き方改革・人事制度の確立
物流環境に適した人事制度を確立します。
安全・安心と、働く喜びを感じる、職場環境を構築します。
ウ. ESGへの取り組み
安全で環境にやさしい企業として、高品質な物流サービスで地域社会に貢献します。

④ 経営目標

	2022年3月期（最終年度）
営業収益	560億円
経常利益額（率）	25億7千万円（4.6％）
ＲＯＥ	6.5％
自己資本比率	50.0％以上

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

＜中長期的な経営戦略に基づく取り組み＞

当社は、多数の投資家の皆様には長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、陸軍統制令や終戦により統合・分離を経て、1947年に「岐阜トラック運輸株式会社」として設立以来、貨物自動車運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の充実や拠点の整備、大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、Sライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼動、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取り組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。

また、当社は、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、収益力の向上、また、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化にも機動的かつ柔軟な対応を図ることにより企業価値を高めることを目的として、会社分割によって2006年10月に純粋持株会社体制に移行し、現在に至っております。

当社グループは、貨物自動車運送事業のうち、主に小口商業貨物輸送（特別積合せ）事業を営むエスライングループ6社と地域や顧客に特化した物流サービス全般を行う事業会社13社、そして損害保険代理業や産地直送品販売を行う事業会社2社からなるスワログループで構成され、札幌から鹿児島までを結ぶ路線内に支店・営業所を有しておりますが、主には東京から福岡までの太平洋ベルト地帯を事業基盤としてトラック輸送を中心とした物流関連事業を営んでおります。

当社は、持株会社体制への移行により、貨物自動車運送事業、倉庫業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において経営資本と管理体制の効率化を推進し、当社グループの一層の利益体質の確立と企業価値の向上を図ることにより、総合物流企業としてさらなる発展と飛躍を目指して、日々注力しております。

<当社の経営理念>

当社は、会社設立以来、社是「和」のもと、「法の遵守」、「社会貢献」、「環境と顧客の優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき（自主性）、ひらめき（創造性）、こだわり（独自性）」の精神を持って、事業運営に取り組み、「エスラインブランドを築く」ことを経営のビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に注力してまいりたいと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2020年6月26日開催の第81期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入しておりました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句の修正等を行い、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

イ. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報を提供（情報が不十分と考えられる場合には追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

ウ. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置を講ずることがあります。

エ. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非についての勧告を行うものとします。

オ. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2023年6月30日までに開催予定の当社第84期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

- ④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること ④独立性の高い社外者のみで構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること ⑤デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 千株単位の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
3. 前期比および前期増減率は、表示単位未満を四捨五入しております。
4. 出資比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てております。
5. 企業集団の営業収益等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,580	流 動 負 債	9,559
現 金 及 び 預 金	4,074	支 払 手 形	550
受 取 手 形	302	営 業 未 払 金	4,493
営 業 未 収 入 金	5,564	短 期 借 入 金	230
貯 蔵 品	78	1年内返済予定の長期借入金	1,393
そ の 他	561	リ ー ス 債 務	28
貸 倒 引 当 金	△0	未 払 法 人 税 等	496
固 定 資 産	30,227	賞 与 引 当 金	501
有 形 固 定 資 産	27,432	役 員 賞 与 引 当 金	35
建 物 及 び 構 築 物	12,860	設 備 関 係 支 払 手 形	0
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,854	そ の 他	1,828
土 地	11,154	固 定 負 債	6,327
リ ー ス 資 産	82	長 期 借 入 金	410
建 設 仮 勘 定	221	リ ー ス 債 務	52
そ の 他	259	繰 延 税 金 負 債	2,462
無 形 固 定 資 産	165	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79
そ の 他	165	株 式 給 付 引 当 金	21
投 資 そ の 他 の 資 産	2,629	役 員 株 式 給 付 引 当 金	33
投 資 有 価 証 券	1,523	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,418
退 職 給 付 に 係 る 資 産	73	資 産 除 去 債 務	611
繰 延 税 金 資 産	125	そ の 他	236
そ の 他	917	負 債 合 計	15,886
貸 倒 引 当 金	△9	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	40,808	株 主 資 本	24,292
		資 本 金	2,237
		資 本 剰 余 金	2,959
		利 益 剰 余 金	19,351
		自 己 株 式	△256
		その他の包括利益累計額	629
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	487
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	76
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	64
		純 資 産 合 計	24,922
		負 債 純 資 産 合 計	40,808

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,237	2,959	18,578	△255	23,519
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△197		△197
親会社株主に帰属する 当期純利益			971		971
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	773	△0	773
当 期 末 残 高	2,237	2,959	19,351	△256	24,292

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	297	－	4	301	23,821
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△197
親会社株主に帰属する 当期純利益					971
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190	76	60	327	327
当 期 変 動 額 合 計	190	76	60	327	1,100
当 期 末 残 高	487	76	64	629	24,922

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,289	流 動 負 債	6,244
現 金 及 び 預 金	39	営 業 未 払 金	33
		1年内返済予定の長期借入金	793
営 業 未 収 入 金	22	未 払 金	6
		未 払 法 人 税 等	6
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,126	預 り 金	5,399
		役 員 賞 与 引 当 金	4
そ の 他	101	そ の 他	0
固 定 資 産	15,383	固 定 負 債	894
		長 期 借 入 金	410
無 形 固 定 資 産	5	繰 延 税 金 負 債	427
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47
ソ フ ト ウ ェ ア	5	役 員 株 式 給 付 引 当 金	8
投 資 そ の 他 の 資 産	15,378	そ の 他	0
		負 債 合 計	7,138
投 資 有 価 証 券	1,270	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	2,898	株 主 資 本	11,130
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	11,202	資 本 金	2,237
		資 本 剰 余 金	3,068
そ の 他	7	資 本 準 備 金	2,299
資 産 合 計	18,672	そ の 他 資 本 剰 余 金	769
		利 益 剰 余 金	6,080
		利 益 準 備 金	351
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,729
		別 途 積 立 金	70
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,659
		自 己 株 式	△256
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	403
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	403
		純 資 産 合 計	11,534
		負 債 純 資 産 合 計	18,672

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			723
営 業 総 利 益			723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			307
営 業 利 益			415
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	31		
受 取 配 当 金	24		
そ の 他	1		57
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	12		12
経 常 利 益			460
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3		3
税 引 前 当 期 純 利 益			463
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3		
法 人 税 等 調 整 額	2		5
当 期 純 利 益			458

株主資本等変動計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
						別 積 立 途 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,399
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△197
当 期 純 利 益							458
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	260
当 期 末 残 高	2,237	2,299	769	3,068	351	70	5,659

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 計
	利 剰 益 金	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合	
	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	5,820	△255	10,870	219	219	11,090
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△197		△197			△197
当 期 純 利 益	458		458			458
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				183	183	183
当 期 変 動 額 合 計	260	△0	260	183	183	444
当 期 末 残 高	6,080	△256	11,130	403	403	11,534

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年 5月12日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第 4 項の規定に基づき、株式会社エスラインの2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスラインの2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社エスライン 監査等委員会

監査等委員（常勤）	村 瀬 明 治	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	中 村 源 次 郎	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	岡 本 実	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営環境は非常に厳しい状況でありましたが、日頃からの株主の皆様への感謝の意を表し、当期の期末配当につきましては、前期に比べ4円増配し、1株当たり普通配当14円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり8円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり普通配当22円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円とし、その配当総額は153,676,782円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」（以下、本議案において「取締役」といいます。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の意見はありませんでした。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再 任	やまぐち よしひこ 山口 嘉彦	取締役社長	19回/19回 (100%)
2	再 任	ほり え しげゆき 堀江 繁幸	取締役（輸送業務担当）	19回/19回 (100%)
3	再 任	しら き たけし 白木 武	取締役（管理部門統括）	19回/19回 (100%)
4	再 任	あお き こういち 青木 浩一	取締役（総務・法務・広報業務担当）	19回/19回 (100%)
5	再 任	か とう こういち 加藤 孝一	取締役（輸送関連業務担当）	19回/19回 (100%)
6	再 任	かさ い だいすけ 笠井 大介	取締役（輸送業務担当）	19回/19回 (100%)
7	新 任	むら せ みつあき 村瀬 光明	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 やまぐち よしひこ 山 口 嘉彦 (1956年12月 5 日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 1988年11月 当社取締役労務課長 1994年 2 月 当社常務取締役 1998年 6 月 当社専務取締役 2005年 6 月 当社取締役社長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)エスラインギフ 取締役会長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン郡上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長	67,714株
【取締役候補者とした理由】 2005年に取締役社長に就任して以来、当社グループの長および取締役会の議長として、重要案件の意思決定時に求心力を発揮し、グループ全社を牽引しております。また、運輸業界団体や岐阜県内の経済関連団体等の要職を歴任し、豊富な人脈と経験をもって業界および地域の発展に貢献してきたという実績を踏まえ、当社グループのさらなる発展のために、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 ほり え しげ ゆき 堀 江 繁 幸 (1959年12月14日生) 再 任	1985年 5 月 当社入社 2006年 6 月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2009年 6 月 当社取締役（輸送業務担当） 2020年 6 月 (株)エスラインギフ 取締役社長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)エスラインギフ 取締役社長	183,364株
【取締役候補者とした理由】 2006年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。また、営業部門の統括責任者として、さらには、2020年から中核事業会社である(株)エスラインギフの取締役社長として、収益拡大と持続的な成長の実現のために取り組んでいることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	 し ら き たけし 白 木 武 (1952年 9 月12日生) 再 任	1975年 4 月 当社入社 1998年 6 月 当社取締役電算センター部長 2006年10月 当社取締役 (情報担当) 2009年 6 月 当社取締役 (経営企画・統制業務担当) 2017年 6 月 当社取締役 (経営企画・財務・IR・統制業務担当) 2020年 6 月 当社取締役 (管理部門統括) 現在に至る	38,072株
【取締役候補者とした理由】 1998年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・統制業務担当を務め、当社グループ内のシステム構築およびグループ会社の統制業務に関する豊富な業務経験を有しております。その業務経験と管理部門の事業運営に関する知見をもとに、2020年から管理部門統括として、当社グループの企業価値向上のために積極的に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
4	 あお き こう いち 青 木 浩 一 (1956年12月11日生) 再 任	1980年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社取締役総務部部長 2006年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 2009年 6 月 当社取締役(総務・法務・広報業務担当) 現在に至る	5,000株
【取締役候補者とした理由】 2006年に取締役に就任して以来、主に総務担当を務めており、当社グループにおける総務・法務関連業務をはじめ、施設の新築・再構築案件の企画・立案や、不動産関連事業等に関する豊富な業務経験を有しております。また、グループ会社の働き方改革関連法等への対応や、求人活動等に積極的に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 かとう こういち 加藤 孝一 (1949年 7 月23日生) 再任	1968年 4 月 当社入社 1987年 8 月 (株)宅配百十番一宮（現(株)スリーエス物流）出向 2004年 2 月 (株)スリーエス物流 取締役社長 2005年 6 月 当社取締役 2009年 6 月 当社取締役（輸送関連業務担当） 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)スリーエス物流 取締役社長	7,960株
【取締役候補者とした理由】 2004年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、長きにわたりグループ会社の経営に携わり、そこで培った豊富な業務経験をもとに、付加価値の高い物流センターの新設・拡大や、今後成長が見込める事業の収益拡大に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	 かさ いだい すけ 笠井 大介 (1971年 5 月11日生) 再任	1994年 3 月 当社入社 2009年 3 月 (株)スワローロジックス 取締役社長 2012年 6 月 当社取締役（輸送関連業務担当） (株)エスラインミノ 取締役社長 2013年 3 月 (株)エスライン各務原 取締役社長 2015年 6 月 当社取締役（輸送業務担当） 現在に至る	128,366株
【取締役候補者とした理由】 2009年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、複数のグループ会社の経営に携わり、また、2015年以降は、主にホームサービス部門および輸送・安全部門の責任者として、物流関連事業全般に携わり、多彩な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かし、家電配送部門のさらなる体制強化や、グループ全社の事故防止対策に積極的に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 むら せ みつ あき 村 瀬 光 明 (1976年9月16日生) 新任	2001年3月 当社入社 2011年3月 (株)エスラインギフ 電算センター課長 2015年3月 (株)エスラインギフ 経理部課長 2016年6月 (株)エスラインギフ 取締役(経理担当) 2016年10月 (株)エスラインギフ 取締役経理部部长 2021年2月 (株)エスラインギフ 取締役経理・経営企画担当部長 現在に至る	23,200株
【取締役候補者とした理由】 これまで主に電算・経理部門を経験し、2016年に中核事業会社である(株)エスラインギフの取締役に就任して以来、経理・経営企画部門を担当し、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験をもとに、今後も当社グループの財務・経理業務について、適正な業務運営を実行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1.(1) 取締役候補者山口嘉彦氏は、(株)エスラインギフ、(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダ、(株)スリーエス物流、(株)エスライン奈良、(株)スワロー物流東京、(株)エスライン郡上、(株)スワロー急送、(株)エスラインミノ、(株)エスライン各務原、(株)エスライン羽島の取締役会長を兼務し、これらの子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業（(株)エスラインギフは、その他に旅客自動車運送事業）を営んでおります。
- (2) 取締役候補者堀江繁幸氏は、(株)エスラインギフの取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業および旅客自動車運送事業を営んでおります。
- (3) 取締役候補者加藤孝一氏は、(株)スリーエス物流の取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
2. 取締役候補者山口嘉彦氏の所有株式数には、(有)美美興産（同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社）が所有する株式数1,323,240株を含めておりません。
3. その他の各取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について監査等委員である取締役各氏の間で検討がなされましたが、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地 位 お よ び 担 当	当 事 業 年 度 に おける取締役会 への出席状況	当 事 業 年 度 に おける監査等委員会 への出席状況
1	再任 村瀬 明治	取締役（監査等委員）	19回/19回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	再任 中村源次郎	社外取締役（監査等委員）	19回/19回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	再任 岡本 実	社外取締役（監査等委員）	19回/19回 (100%)	14回/14回 (100%)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	 むら せ あき じ 村 瀬 明 治 (1951年2月10日生) 再 任	1973年3月 当社入社 2006年6月 当社取締役東京本部部長兼東京プロ ック長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2008年2月 (株)スワロー物流東京 取締役社長 2012年6月 当社取締役 (輸送業務担当) 2019年3月 当社取締役 (内部監査担当) 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) 現在に至る	11,153株
【取締役候補者とした理由】 2006年に取締役就任以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験と運輸業界全般に関する知見を監査業務に活かして、精力的に事業会社への往査を実施し、公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
2	 なか むら げん じ ろう 中 村 源 次 郎 (1951年 7 月10日生) 再 任	1974年 4 月 (株)秋田屋本店入社 1976年 6 月 日本養蜂(株) 代表取締役社長 現在に至る 1979年 5 月 ハネックス(株) (現秋田屋ホールディ ングス(株)) 代表取締役社長 1998年 7 月 (株)秋田屋本店 代表取締役社長 現在に至る 2005年 6 月 当社社外監査役 2015年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る 2019年12月 (株)秋田屋フーズ 代表取締役社長 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)秋田屋本店 代表取締役社長 日本養蜂(株) 代表取締役社長 (株)秋田屋フーズ 代表取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまで培ってきた企業経営全般に関する経験と高い見識を活かし、取締役会においても積極的な意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、サステナビリティへの造詣が深く、当社のコーポレート・ガバナンスの向上と、持続的成長のために大きな貢献をしていることから、今後も監査等委員として、公正かつ適切に、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行い、職務を遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏が選任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的な立場から関与していただく予定です。		

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	 おかもと みのる 岡 本 実 (1948年 3 月24日生) 再 任	1970年 4 月 (株)岡本工機入社 1975年 4 月 同社取締役 2004年 9 月 (株)アクト・デザインズ 代表取締役 社 長 2012年 6 月 当社社外監査役 2013年 2 月 (株)アクト・デザインズ 代表取締役 会 長 現在に至る 2015年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る 【重要な兼職の状況】 (株)アクト・デザインズ 代表取締役会長	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、取締役会においても積極的な意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、例月のグループ各社の業績や経営目標の進捗確認等に関し積極的に助言を行う等、当社の持続的成長のために大きな貢献をしていることから、今後も監査等委員として、公正かつ適切に、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行い、職務を遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏が選任された場合には、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的な立場から関与していただく予定です。			

- (注) 1. 中村源次郎氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
2. 社外取締役中村源次郎氏の、当社社外取締役（監査等委員）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
3. 岡本 実氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 社外取締役岡本 実氏の、当社社外取締役（監査等委員）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 各監査等委員である取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

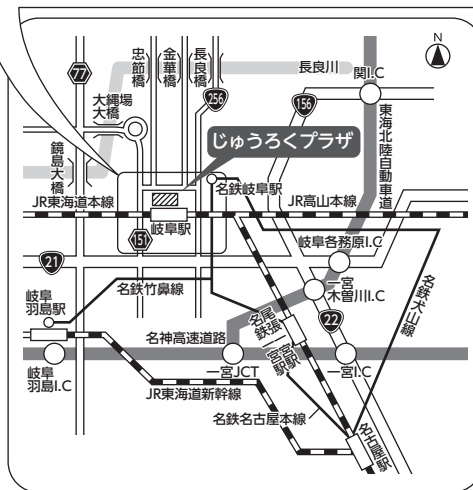
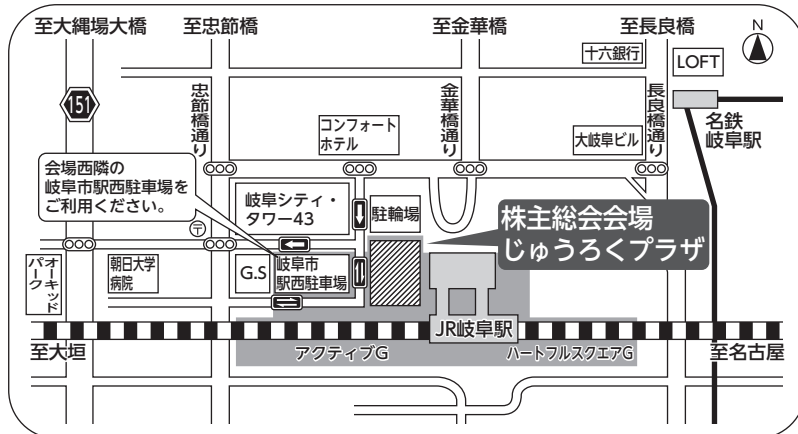
以 上

<メ 毛 欄>

[illegible]

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 大会議室
岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
T E L. 〈058〉 262-0150(代)



〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より……………徒歩／約 2 分
- 岐阜各務原I.Cより約10km……………車／約20分
- 名鉄岐阜駅より……………徒歩／約 7 分
- 岐阜羽島I.Cより約15km……………車／約30分

〔駐車場のご案内〕

- 岐阜市駅西駐車場

※会場受付にて駐車サービス券をご用意しておりますので、岐阜市駅西駐車場をご利用ください。

※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。

- 会場建物内および周辺は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

